＜業者の皆様へ＞

重要

※必ずお読みください

住宅の応急修理について

令和２年７月豪雨により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に**必要不可欠な部分**（屋根、壁、居室、台所、トイレ、簡水/農集排管等）であって、緊急を要する箇所について、村が業者に依頼して応急修理を行います。（災害救助法）

●内容

　１世帯当たり５９万５千円（準半壊の場合３０万円）を限度額とし、費用は修理を行った業者へ相良村が直接支払いを行います。

※限度額を超えた部分及び応急修理の対象外費用は本人様負担となり、別途契約をお願いします。

**１　「相良村応急修理指定業者」への登録について**

　住宅の応急修理事業は、村と村が指定した修理業者が直接契約を結びます。その指定業者の条件は次のとおりです。

1. 村が契約相手先として登録している「相良村競争入札参加資格者」（※令和元・２年度に登録され、本社又は支社が人吉球磨管内にある業者）
2. 相良村総務課において、新規登録の受付を行い適正と判断した者

　まだ名簿に掲載されていない業者の方は、まず村へ新規登録申請（→２へ）をし、登録が完了したら見積書作成を進めてください（→３へ）。

※人吉球磨管外の相良村競争入札参加資格者で、応急修理指定業者に登録希望の方…申請及び審査不要で随時登録しますので、修理依頼を受けた際はご連絡ください。

すでに名簿に掲載されている業者の方は、修理申込者と連絡を取り、修理見積書の作成を進めてください（→３へ）。

**２　修理業者がおこなう新規登録手続きについて**

新規登録を申請する修理業者の方は、下記の書類を村へ提出してください

（様式は村のホームページからダウンロードできます）

□ 新規登録申請 提出書類一覧表

□ 新規登録申請書

□ 誓約書（相良村暴力団排除条例に基づくもの）

□ 建設業法の許可証等、修理業を行う上で必要となる資格の写し又は、前年度の決算書（写し）

（□ 委任状（本社の契約行為を支社に委任する場合など、必要に応じて））

※必要書類を提出し、内容の確認を受け、適正と判断された場合は、『相良村応急修理指定業者』に登載します。

※この業者登録は、『災害救助法に基づく被災住宅の応急修理』についてのみ、相良村と業務委託契約を締結できるものです。

**３　修理見積書の作成について**

修理申込者と連絡を取り、現地確認のうえ修理見積書（指定様式）を２部作成してください（村ホームページに様式及び記載例あり）。また、内訳資料（任意様式で可）を添付してください。

作成した見積書を申込者に確認・押印してもらい、１部を申込者に、もう１部を村に提出してください。

提出された見積書の審査が完了しましたら、修理依頼書を業者へ発行しますので修理を開始してください。

※修理内容によって、応急修理制度の対象外となる場合があります。詳しくは、別紙「住宅の応急修理にかかる工事例」をご覧ください。

【重要】

●見積書、請書への押印は、**全て同じ印鑑**をご使用ください。その際、業者名の印かんのみではなく**、代表者の印鑑（私印でも可）を併せて押してください。**

●施工前、施工中、施工後（完了後）の写真は必ず撮ってください。写真は施工箇所がわかるよう、同じ方向から撮影してください。

施工前後の写真がなく、施工の事実が客観的に確認できない場合、申し込みを行った本人様が、応急修理制度の利用ができなくなる可能性があります。

【問合せ先】

相良村役場総務課財政係

TEL　0966-35-0211　FAX　0966-35-0011

**住宅の応急修理にかかる工事例**

１ 典型的な応急修理の工事例

（１）壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更

を含む。）

（２）傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための

措置を伴うものに限る。）

（３）破損した柱梁等の構造部材の取替

（４）壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修

を含む。）

（５）壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修

理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）

（６）壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強

を含む。）

（７）壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）

（８）壊れた給排気設備の取替

（９）上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修

を含む）

（10）電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケッ

ト、ガス栓、ジャックを含む）

（11）壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機

能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限

の床、壁の補修を含む。）

２ 応急修理の基本的考え方

（１）大雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

（例）○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）

○ 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）

○ 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）

× 壊れていない便器の取り替え

× 古くなった壁紙の貼り替え

× 古くなった屋根葺き材の取り替え

（２）内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等

や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要

欠くことのできない部分の破損個所である場合にのみ対象とする。

・ 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に

限り対象とする。

（例）× 壊れた石膏ボードのみの取り替え

× 畳や壁紙のみの補修

○ 屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取り替え

（３）修理の方法は代替措置でも可とする。

（例）○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設

（４）家電製品は対象外である。